

同意の前に

基本的に医療行為というのは身体に対する侵襲を伴います。これはお薬でもそうですけど、外科手術の場合には侵襲、ダメージをあたえることは間違いないんですね。ただダメージが加わってもその侵襲よりも医療行為、神経が回復するということのほうが利益があるから手術が許されているわけです。

医療行為には不確実性が伴います。最善を尽くしても合併症とか事故が起こりうるんだということを文書に書いてありますし、お話もします。私たちの合併症が何%くらいありますと正直にお話しますが、100%を保障してくださいといわれると、これは医療としては成り立たなくなってきました。最善は尽くしますが、100%は保障できない。同意していただくときはそれを納得した上で同意してくださいと言います。疑問があるときは、何回でも質問してください、納得できない場合には、他の先生方のご意見を伺うでもいいですよとお話します。大体の場合にはこういうことをあまり気にされないで、もう先生に任せますという方が殆どですね。患者さんはお年寄りが多いので、こういう契約とかいうよりも、先生に任せて、何があっても文句言わないからというのが多いんですが、こういうことはご家族の方を含めて、お話しするようにしています。

私たちが術前説明に用いているパンフレットに、記載している「同意の前に（説明と同意の原則）」です。手術には限界があり、またリスクも伴います。手術を受けるかどうかを決定するのは患者さん自身です。納得のいくまで説明を受け、十分理解してから手術を承諾して下さい。

説明と同意の原則

多くの診療行為は、身体に対する侵襲（ダメージ）を伴います。通常、診療行為による利益が侵襲の不利益を上回ります。

しかし、医療は本質的に不確実です。過失が無くとも重大な合併症や事故が起こりえます。診療行為と無関係の病気や加齢に伴う症状が、診療行為の前後に発症することもあります。合併症や偶発症が起これば、もちろん治療には最善を尽くしますが、死に至ることもあります。予想される重要な合併症については説明します。しかし極めてまれなものや予想外のものもあり、全ての可能性を言い尽くすことはできません。講師大量の不確実性は、人間の生命の複雑性と有限性、および、各個人の多様性に由来するものであり、低減させることはできても、消滅させることはできません。

過失による身体障害があれば病院側に賠償責任が生じます。しかし、過失を伴わない合併症、偶発性には賠償責任は生じません。

こうした危険性があることを承知した上で同意書に署名して下さい。疑問があるときには、納得できるまで質問して下さい。納得できない場合は、無理に結論を出さずに、他の医師の意見を聞くことをお勧めします。必要な資料は提供します。他の医師の意見を聞くことで不利な扱いを受けることはありません。